

光駅前広場等基本設計業務委託 特記仕様書（案）

1 適用

本特記仕様書は、光市が発注する「光駅前広場等基本設計業務委託(以下「本業務」という。）」に適用する。

なお、本特記仕様書に特段の定めがないものについては、山口県業務委託共通仕様書（最新版）の例によるものとする。

2 業務目的

本市では、「地域集約型都市構造（コンパクト・プラス・ネットワーク）」のまちづくりに取り組んでおり、光駅周辺地区は、この拠点の役割を担っている。また、同地区では、各種施設の老朽化や将来的な交通体系の大きな変化、また、利便性、安全性、にぎわい創出などに対する市民ニーズの高まりなど、本市の玄関口にふさわしい魅力ある拠点としての整備が求められている。こうした状況を鑑み、まちの玄関口にふさわしい魅力ある都市空間づくりを進めるため、平成31年3月に「光駅周辺地区拠点整備基本構想（以下「基本構想」という。）」を、令和2年9月には「光駅拠点整備基本計画（以下「基本計画」という。）」を策定したところである。

本業務は、基本構想並びに基本計画に沿って、南口ロータリーや北口駅前広場等について、必要な比較検討、関係機関との協議や、別途発注する南北自由通路等の基本設計業務（以下「自由通路等設計」という。）」との調整などを行った上で、基本設計図の作成、概算費用算出やイメージパース等を作成することを目的とする。

3 業務場所及び対象施設等

(1) 業務場所

光市 虹ヶ丘二丁目・虹ヶ浜三丁目 地内

(2) 対象施設等

基本計画に示す、以下の施設及び隣接する交差点及び道路等（以下「駅前広場等」という。）」

ア 南口ロータリー（5,000㎡程度）

イ 展望デッキ（500㎡程度）

ウ 北口駅前広場（駐車場、駐輪場、公衆トイレ含む）（3,700㎡程度）

4 遵守法令等

本業務は、次の法令、規則等（最新版）に準拠して実施するものとする。

(1) 都市計画法

(2) 道路法

- (3) 道路交通法
- (4) 駐車場法
- (5) 建築基準法
- (6) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律
- (7) 山口県福祉のまちづくり条例
- (8) 駅前広場計画指針
- (9) 道路構造令の解説と運用
- (10) 鉄道施設に関する基準及び規則等
- (11) その他本業務に関連する法令、規則、条例、ガイドライン等

5 資料の貸与

本業務の履行に際し、光市（以下「甲」という。）は受託者（以下「乙」という。）に次の資料を貸与する。

- (1) 光駅周辺地区拠点整備基本構想（平成31年3月）
- (2) 光駅周辺地区拠点整備基本構想策定業務委託 報告書（平成31年3月）
- (3) 光駅拠点整備基本計画（令和2年9月）
- (4) 光駅拠点整備基本計画策定業務委託 報告書（令和2年9月）
- (5) 光駅拠点整備測量調査業務委託 報告書（令和3年5月終了予定）
- (6) その他、委託者が本業務の履行に際し必要と認めるもの

6 貸与資料の取扱い

本業務で甲が乙に貸与する資料について、乙は貸与時に貸与（借用）目録書を作成することとし、貸与された資料を丁寧に扱い、破損、紛失させてはならない。万一、貸与後に破損又は紛失した場合は乙がその責を負うものとする。

また、貸与された資料が必要なくなった際は速やかに返却するものとする。

なお、乙は守秘義務が求められる資料については、複製してはならない。

7 成果品等の帰属

本業務において得られた資料・成果は全て甲に帰属するものとし、乙は甲の許可なくして第三者に貸与し、又は公表してはならない。

8 連絡・調整と疑義等

本業務を円滑に、かつ効果的、効率的に実施するため、乙は甲と常に綿密な連絡をはかるとともに、乙は、自由通路等設計の受託者と十分な連携調整を図ることとする。また、乙は、本業務の実施にあたり疑義等が生じた場合は、速やかに甲に確認するとともに、その内容を記録簿に記録し、甲の確認を受けるものとする。

9 業務の内容

(1) 基本条件の整理

現地踏査及び既存調査資料より、駅前広場等の現況や交通状況及び周辺開発計画等を把握するとともに、基本計画の内容を理解し、設計にあたっての前提条件を整理する。

(2) 設計方針の検討

将来における駅前広場等の需要や関係事業者・関係機関等との協議結果等、及び取付道路の交通処理方針を考慮に入れて、駅前広場等に導入すべき施設及び施設規模の詳細な検討を行い、整備案の作成を行う上での設計条件を整理する。

(3) 整備案の検討

基本計画の整備イメージ図を参考に、新たな設計条件を追加して比較検討を行ったうえで最終整備案を選定する。

特に、展望デッキについては、視点場として、また交流や待合場所としての利用を想定のもと、南北自由通路等周辺施設との取り合いや、将来的な維持管理の観点も踏まえつつ、その構造や意匠等について複数案検討し、比較検討すること。

(4) 景観設計

最終整備案について、駅前広場等の配置や利用、植栽、舗装材の検討等を含めた景観の計画を行い、駅前広場等全体の整備イメージを検討する。なお、検討については案を3案作成して比較検討を行う。検討結果については、模型やイメージスケッチ等により、イメージが共有できるようにする。

(5) 基本設計図の作成

これまでの検討結果に基づき、現地測量図を参考に、駅前広場等の基本設計図（全体図A 1サイズ、施設ごとの分割図S = 1 : 250）を作成する。また、全体のイメージパースの作成も行う。

(6) 交差点設計

必要に応じて、取付道路との交差点設計を行う。

(7) 排水設計

整備区域に係る雨水排水計画を検討し、開渠・管渠等の施設規模や配置等について検討及び設計を行う。

(8) 概算工事費の算定

基本設計図に基づいて、概算工事費の算出を行い、数量計算書を作成する。

(9) 協議資料の作成

鉄道事業者、交通管理者等の関係機関との協議用資料の作成を行う。

(10) 報告書の作成

検討結果をとりまとめ、報告書を作成する。

(11) 照査

基本条件の確認内容・比較検討の方法及びその内容・設計の計画の妥当性・計算書等について、また、計算書と設計書の整合性について照査を行い、提出図書に誤りがないようにすること。

(12) 打合せ協議（関係機関との協議も含む）

業務着手時、中間時5回、成果品納品時の合計7回を実施する。なお、甲、乙、及び自由通路等設計の受託業者の三者による協議を、業務の節目で行うこととし、乙からは、全ての協議に管理技術者が出席することとする。また、乙は協議内容を記録して甲の確認を得ること。

10 参考文献の明記

業務に文献、その他の資料を引用した場合には、その文献、資料名等出典を明らかにすること。

11 成果品の内訳

乙は、本業務の成果として、次のものを甲に提出すること。

なお、成果品提出前の照査については、乙が山口県業務共通仕様書等を参考に照査方法を立案し、甲が承認した照査計画に基づき、適切に実施すること。

また、後年度に本業務の検討過程で作成・使用したデータや成果品を利用する予定であるため、成果品の作成にあたっては容易に二次利用が行えるようにデータ形式等に配慮すること。

その他、監督職員が指示するものについても提出すること。

設計図面等成果品

種別・細別	内訳、規格・縮尺等
<設計業務>	
駅前広場等基本設計	基本設計検討資料 ・基本条件の整理 ・設計方針の検討 ・整備案の検討 ・景観設計 ・基本設計図 ・イメージパース ・交差点設計 ・排水設計 ・概算工事費（数量計算書等）

	<ul style="list-style-type: none">・ 施工計画・ 報告書・ 協議資料（打合せ簿等）
--	--

※上の記載に問わず、監督職員が必要として指示するもの。

※図の縮尺については、監督職員と協議すること。

1 2 成果品の引渡等

受注者は、成果品のチェックリストを作成し、「委託業務社内検査報告書」として引渡し時に、発注者に報告すること。なお、一次評定者は、作業・業務責任者である主たる担当技術者とし、二次評定者は一次評定者以上の作業・業務を総括する管理技術者が行うものとする。成果品の納品に当たっては主たる担当技術者が立ち会うこと。

また、成果品並びに成果品の著作権については発注者の帰属とし、受注者は発注者の承諾を得ないで公表もしくは貸与してはならない。